

## 沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

平成31年2月26日

規則第4号

改正 令和2年3月13日規則第7号

沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。

### 沖縄県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第10条第2項の規定に基づき、同法第4条第1項に規定する都道府県計画（以下「県計画」という。）で定める知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(告示)

**第2条** 知事は、管理期間（体重30キログラム未満のくろまぐろ（以下「小型魚」という。）又は体重30キログラム以上のくろまぐろ（以下「大型魚」という。）に係る知事管理量による管理の対象となる期間として県計画で定める期間をいう。以下同じ。）において、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、直ちにその旨を県公報で告示するものとする。

- (1) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画において定める小型魚若しくは大型魚の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (2) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画において定める採捕の種類、海域若しくは管理期間ごとの小型魚若しくは大型魚の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(採捕の停止)

**第3条** 知事が前条の規定により同条各号に掲げる場合に該当する旨の告示をした場合には、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日（知事がこれらの号に掲げる場合に該当しなくなつたと認める旨の告示をした場合には、当該告示の日）までの間は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とした採捕をしてはならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

#### 附 則（令和2年3月13日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。